

令和2年6月9日

学 生 各 位

学 生 主 事

### 通学定期乗車券について

このことについて、交通機関各社で下記の取り扱いとなっておりますのでお知らせします。

#### 1. JR西日本

##### 払い戻しについて

##### 1～3年生

特例によりその払いもどしの申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を申し出日とみなして、JRの規定（別紙のとおり）により計算した額を払いもどすとのことです（220円の手数料がかかります）。なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年間以内であれば受けることが可能です。新年度から同じ区間の通学定期乗車券を購入される場合にはその際に駅窓口で申し出ください。

休校期間の延長等の理由により、新学期に向けて購入した未使用の通学定期券を払いもどす場合も同様に取り扱いとのことです。

これまでご使用を見合わせていた通学定期券を学校再開に伴い使用にした場合は、定期券の最終使用日が再開後に使用された日となり、払いもどし額が少なくなる（または無くなる）場合がありますので、手持ちの定期券をそのまま使用される場合は、ご了承くださいたいとのことです。

##### 4・5年生、専攻科生

通勤や通学を取りやめた場合で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当する場合は特例によりその払いもどしの申し出日に関わらず、4月7日以降の最終使用日を申し出日とみなして、JRの規定（別紙のとおり）により計算した額を払いもどすとのことです。（220円の手数料がかかります）。

(1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし

(2) 緊急事態措置期間（2020年4月7日～同年5月25日）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いは2021年5月25日（緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内）まで受けることが可能です。次に定期乗車券を購入される予定がある場合はその際に駅窓口で申し出ください。

また、これまでご使用を見合わせていた定期券を通勤・通学の再開に伴い使用にする場合は、定期券の最終使用日が再開後に使用された日となり、払いもどし額が少なくなる（または無くなる）場合がありますので、手持ちの定期券をそのまま使用される場合は、ご了承くださいたいとのことです。

##### 購入について

次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通

学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を購入できる  
とのことです。

① 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書  
を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合

② 既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合

● 学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略  
を可能とのことです。

詳しくは、ホームページ、駅窓口でご確認ください。

## 2. あいの風とやま鉄道

払い戻しについて

定期乗車券が不要となった場合は、駅窓口で払い戻しの取扱いをするとのことです。  
払い戻しの際には、本人確認のため、公的証明書（学生書や健康保険証）を確認されま  
す。

払い戻し額の計算方法は次のとおりです。

有効期間の開始前（今回特例で1度も使用していない場合を含む）

払い戻し額＝定期乗車券の所定価格－払い戻し手数料220円

有効期間の開始後7日以内

払い戻し額＝定期乗車券の所定価格－（往復普通運賃 × 有効期間の経過日数）－ 払  
い戻し手数料220円

有効期間の開始後8日以降で有効期間が1カ月以上残っているとき

払い戻し額＝定期乗車券の所定価格－有効期間の経過月数に相当する定期運賃－ 払  
い戻し手数料220円

経過月数に相当する定期運賃の計算方

経過月数が1箇月又は3箇月の場合

1箇月又は3箇月に相当する定期旅客運賃の額

経過月数が2箇月の場合

1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額

経過月数が4箇月の場合

3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額

経過月数が5箇月の場合

3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

※有効期間の経過月数について、1箇月未満の経過期間は1箇月とみなします。

購入について

学生証や有効期間が過ぎた通学証明書等で購入できるとのことです。

詳しくは、駅窓口でご確認ください。

## 3. 富山地方鉄道 鉄道・バス

払い戻しについて

定期券が4月17日以降未使用の場合、富山地方鉄道窓口来店日に関わらず4月16日  
を払い戻しの起算日として富山地方鉄道の規定により計算した額の払い戻しがあるとのこ

とです。(530円の手数料がかかります。)

払戻し額の計算方法は次のとおりです。

○鉄道・軌道・フィーダーパス定期券

・定期使用開始日が4月14日～4月16日までの場合(日割計算)

払戻し額=定期券の運賃額- $\langle$ 定期券の片道運賃 $\times 2 \times$ 経過日数(定期使用開始日から4月16日まで) $\rangle$ -手数料530円

・定期券使用開始日が4月13日以前の場合(月割計算)

払戻し額=定期券の連賃額- $\langle$ 使用済月数分の定期運賃額 $\rangle$ -手数料530円

○バスの往復定期券

払戻し額=定期券の運賃額- $\langle$ 定期券の片道運賃 $\times 2 \times$ 経過日数(定期使用開始日から4月16日まで) $\rangle$ -手数料530円

○パスの片道定期券

払戻し額=定期券の運賃額- $\langle$ 定期券の片道運賃 $\times$ 経過日数(定期使用開始日から4月16日まで) $\rangle$ -手数料530円

購入について

定期券は「学生証」を提示して購入してください。

詳しくは、駅窓口でご確認ください。

#### 4. 加越能バス

高岡駅前-富山高専線の通学定期については、富山高等専門学校と加越能バスで協議した特別割引(通常の通学定期以上の割引)を設定しました。従いまして、払戻しは行いません。

なお、学事日程の変更に対応した運行が可能であり、定期券も同様にご利用いただけます。